

各保護者 様

松阪市教育委員会事務局
給 食 管 理 課

分散登校期間中の給食費の取り扱いについて

平素は、本市の学校給食にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、分散登校期間中の給食費の取り扱いについては、下記の通りとさせていただきます。

記

分散登校期間中に給食を欠食した場合は、理由の如何に関わらず、欠食した分の給食費は
年度内に調整いたします。

事務担当 松阪市教育委員会事務局
給食管理課 給食係 61-1155